

お知らせ

住民税非課税世帯重点支援給付金



エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

また、これらの世帯に18歳以下の児童がいる場合、1人あたり2万円を加算して支給します。

■申請期限 3月31日(月)まで
(消印有効)

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



問 給付金コールセンター
☎ (92) 2452

精神障害者保健福祉手帳
旅客鉄道運賃割引

令和7年4月1日より精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社などの運賃の割引が適用されます。

■割引制度の対象者

精神障害者保健福祉手帳に「第1種」

または「第2種」の記載がある人

※記載がない手帳をお持ちの人は、

「第1種」または「第2種」に該当することを証明するスタンプを押印します。精神障害者保健福祉手帳をお持ちのうえ、社会福祉課までお越しください。

なお、割引内容については旅客鉄道株式会社などに問い合わせてください。

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

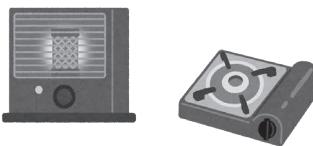
「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎ (93) 3895

有料広告スペース

3月1日～7日
春の火災予防運動



守りたい 未来があるから 火の用心
火の取り扱いには十分注意し、火災を起こさないように気をつけましょう。
また、就寝前は火の元の点検をしましょう。
住宅防火 いのちを守る10のポイント

▼4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない・させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは、火のそばを離れない。
- ④コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

▼6つの対策

- ①ストーブやこんろなどは、安全装置の付いた機器を使用する。
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③寝具・衣類・カーテンは、防炎品を使用する。
- ④消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火・防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

問 消防予防課 ☎ (92) 1313

救急車の適正な
利用をお願いします



市消防署では、現在4台の救急車で救急出動に備えていますが、最近の救急出動では、緊急性がないと思われる救急出動も増えています。そのために、命の危険がある重症患者への対応が遅れてしまうことも考えられます。令和6年の救急出動件数は過去最多2,938件(1日平均約8件)となりました。

尊い命を救うために、救急車の適正な利用をお願いします。

問 消防署 ☎ (92) 1311

火災警報器の
設置状況調査



住宅用火災警報器の普及啓発のため、設置状況などのアンケート調査を実施します。

■日時 3月1日(土)～31日(月)

■場所 市内の一般住宅

■内容

設置維持に関するアンケート調査
(身分証明書を携帯した職員が伺います)

悪質な訪問販売や訪問点検に注意!
消防職員が住宅用火災警報器の販売を依頼することはありません。

問 消防予防課 ☎ (92) 1313

有料広告スペース